

令和7年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業実施基準

令和7年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、県産農産物等の輸出に取り組む事業者が、今後輸出拡大が期待される品目について明確な輸出目標を設定し、販路の拡大及び開拓、海外の規制やニーズ、表面化した課題に対応した輸出対応型の産地形成等に向けた事業を実施することに対し支援することとし、その事業の内容及び採択要件等の実施基準は次のとおりとする。

1 基本事項及び補助要件等

- (1) 補助対象経費については、下記の基準第3に掲げる経費とする。なお、旅費については、1回あたりの補助対象人員は3名以内とする。
- (2) 令和元年度から令和5年度までの間に、山形県グローバル産地形成支援事業費補助金の交付を受けたことのある事業者については、交付時と異なる品目又は輸出先国（我が国から輸出される農林水産物又は食品の仕向地となる国又は地域をいう。）に係る取組に要する経費を補助対象とする。

ただし、予算を上回る複数の交付申請があった場合には、当該補助金の交付実績のない事業者に優先して交付するものとする。

- (3) 補助事業者は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイト（<https://www.gfp1.maff.go.jp/>）に登録すること。
 - (4) 交付要綱第6条第1項の補助金交付申請書の提出期限は、令和7年6月30日とする。ただし、当該期限の翌日以降に本事業の実施を決定した事業者についてはこの限りではない。
 - (5) このほか、予算を上回る複数の交付申請があった場合には、令和7年に米国が発表した関税措置により影響を受け、又は受ける見込みのある事業者に優先して交付するものとする。
- ただし、米国への輸出状況のほか、米国以外への販路開拓を行うための計画となっているかなどを考慮し、米国の関税措置への対応であると認められる場合に限る。

2 補助事業者

交付要綱別表「補助事業者」の欄中、別に定める協議会とは、次に掲げる要件を全て満たす協議会とする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 事業の内容と補助対象経費等

海外販売促進活動の実施等を通して表面化した生産園地側の取組課題を改善するため、輸出相手国の検疫条件に対応した病害虫防除講習会の開催や残留農薬対応マニュアルの作成、大ロット数の確保のための協議会設立に向けた講師の招へいに要した費用等、海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地形成を進めるための活動を行う事業とし、補助金の交付の対象

となる経費は以下の経費とする。

また、輸出にあたり恒常的、必然的に要する費用については、補助対象外となるので、留意すること。

(1) 輸出事業計画策定支援

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信・運搬費、資料印刷・製本費、消耗品費等

(2) 生産・加工・輸送等の体制構築支援

輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制・動植物検疫・GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）等への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組、④輸送中の品質保持や輸送ルートの効率化のための調査等を行う取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費（輸出産地形成に向けたマニュアル作成のための残留農薬検査費用等のみを補助対象とし、恒常的な検査費用は対象外）、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費（検査官等の招へい費については、初年度のみ補助対象とし、次年度以降の招へい費は対象外）、会場借料、資料購入費、資料印刷・製本費、通信・運搬費等

(3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため、海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・テスト販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費（大ロット数確保・品質向上のための改植用苗木購入費用は対象外）、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信・運搬費、資料印刷・製本費等

(4) その他支援に係る経費

本事業の趣旨に資する取組（(1)から(3)までに該当しない取組）

4 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

(1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

(2) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金

その他各種手当)

- (3) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (4) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (5) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費